

東大阪市公告第 157 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から都市計画事業の事業計画の認可（令和 8 年近畿地方整備局告示第 95 号）に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定によりその図書の写しを縦覧に供するとともに、同条の規定により縦覧場所を公告する。

令和 8 年 8 月 13 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業 3・5・227－42号 大阪瓢箪山線

2 縦覧場所

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市都市計画室

3 縦覧期間

令和 16 年 3 月 31 日まで